

議第 80 号から 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律
議第 88 号まで に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員，設備及び運営に
関する基準等の一部を改正する省令に係る条例の整備について

1 改正の経緯

障害福祉サービス事業者や障害者支援施設等の人員，設備，運営等に関する基準については，国が定めた基準に沿って，地方公共団体が条例で定めることとされています。この度，国の基準を定めた関係省令（以下「関係省令」といいます。）について所要の改正が行われたことに伴い，関係条例の整備を行うものです。

2 整備をする条例

- (1) 議第 80 号 呉市指定障害福祉サービスの事業等の人員，設備及び運営に関する基準等を定める条例
- (2) 議第 81 号 呉市障害福祉サービス事業の設備及び運営に関する基準を定める条例
- (3) 議第 82 号 呉市指定障害者支援施設の人員，設備及び運営に関する基準等を定める条例
- (4) 議第 83 号 呉市障害者支援施設の設備及び運営に関する基準を定める条例
- (5) 議第 84 号 呉市地域活動支援センターの設備及び運営に関する基準を定める条例
- (6) 議第 85 号 呉市福祉ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例
- (7) 議第 86 号 呉市児童福祉法に基づく指定通所支援の事業等の人員，設備及び運営に関する基準等を定める条例
- (8) 議第 87 号 呉市婦人保護施設の設備及び運営に関する基準を定める条例
- (9) 議第 88 号 呉市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例

3 主な改正内容

この度の関係省令の主な改正内容及びこれに伴い改正が必要となる条例（以下「改正対象条例」といいます。）は次のとおりです。

(1) 記録の作成・保存等に係る見直し（参酌すべき基準）

障害福祉サービス事業者等の業務負担軽減等を図る観点から，障害福祉サービス事業者等における諸記録の作成，保存等について，原則として電磁的記録による対応を認めることとされました。

（改正対象条例）

議第 80 号（第 213 条第 1 項），議第 81 号（第 91 条第 1 項），議第 82 号（第 62 条第 1 項），議第 83 号（第 46 条第 1 項），議第 84 号（第 20 条第 1 項），議第 85 号（第 18 条第 1 項），議第 86 号（第 106 条第 1

項) , 議第 8 7 号 (第 1 7 条) 及び議第 8 8 号 (第 4 9 条)

(2) 利用者等への説明・同意等に係る見直し (参酌すべき基準)

利用者の利便性向上や障害福祉サービス事業者等の業務負担軽減の観点から、利用者等への説明、同意等のうち、書面で行うものについて、原則として電磁的方法による対応を認めることとされました。

(改正対象条例)

議第 8 0 号 (第 2 1 3 条第 2 項) , 議第 8 1 号 (第 9 1 条第 2 項) , 議第 8 2 号 (第 6 2 条第 2 項) , 議第 8 3 号 (第 4 6 条第 2 項) , 議第 8 4 号 (第 2 0 条第 2 項) , 議第 8 5 号 (第 1 8 条第 2 項) 及び議第 8 6 号 (第 1 0 6 条第 2 項)

【参考】

・参酌すべき基準

地方公共団体が当該基準を十分参酌した結果としてであれば、地域の実情に応じて、異なる内容を定めることが許容されるもの

【用語解説】

障害福祉サービス	障害のある人の障害の程度や介護者、居住等といった勘案すべき事項を踏まえて提供されるサービスです。
障害者支援施設	施設に入所する人に、夜間や休日、入浴、排せつ、食事の介護等を行う施設です。
地域活動支援センター	創作的活動又は生産活動の機会の提供、社会との交流等を行う施設です。
福祉ホーム	住居を必要としている人に、低額な料金で、居室等を提供するとともに、日常生活に必要な支援を行う施設です。
通所支援	児童発達支援・医療型児童発達支援・放課後等デイサービス・居宅訪問型児童発達支援・保育所等訪問支援を利用することにより、日常生活の基本的な動作や社会との交流の促進やその他必要な支援を行います。
婦人保護施設	もともとは売春を行うおそれのある要保護女子を収容保護することを目的とする施設です。しかし、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律（平成 1 3 年法律第 3 1 号）の制定により、婦人保護施設が配偶者からの暴力の被害者の保護を行うことができることが明確化されたことなどから、現在では、家庭環境の破綻や生活の困窮など、様々な事情により社会生活を営む上で困難な問題を抱えている女性も保護の対象となっています。
家庭的保育事業等	原則として満 3 歳未満の保育を必要とする乳幼児を対象とした保育事業です。

4 市の考え方

本市の実情に国が定める基準と異なる基準とすべき事情や特性がないため、国の基準を呉市の基準とします。

5 施行期日

令和3年7月1日